



## ★ニュース・ラインアップ★

直近の労働新聞の記事をポイント掲載いたしました。



### 1. 令和7年送検状況 前年から5割増え95件 (2026/02/16)

大阪労働局(高橋秀誠局長)と管下13の労働基準監督署による令和7年の送検が、前年から5割以上増え、95件に上ったことが分かった。フォークリフトの無資格運転をはじめとした就業制限や、過重労働に関する違反が顕著に増加している。同労働局は「繰返しの違反が確認された事案を積極的に司法処分した」と話しており、事前送検に至るケースもあった。送検の対象とする事案の範囲を拡大させたとみられる。賃金不払い事案も伸びている。背景には、労働者からの告訴や申告の増加がある。

### 2. 全都道府県で引下げ・据置き (2026/02/23)

全国健康保険協会(協会けんぽ)の運営委員会は令和8年度の都道府県別保険料率を決定した。全国平均料率を0.1%引き下げた効果が実感できるよう、すべての都道府県で料率を引下げまたは据置きとする。1人当たり医療費などから例年どおりに料率を算出したとき、引上げとなる青森、神奈川、沖縄など7県には、複数年度で増減を一定程度平準化できる特例措置を講じ、料率を据え置く。特例措置の背景には、厚生労働省からの強い要望があった。

### 3. 転倒災害対策・労基署 運動展開やリーフ作成 (2026/03/09)

各地の労働基準監督署で昨年1年間の労働災害発生状況(速報値)の取りまとめが進むなか、転倒災害を深刻な問題と捉える労基署では、独自の対策に乗り出している。福岡・北九州東労基署(小川晋一郎署長)は、転倒災害の多くが歩行中に起きたことから、「歩くときこそ集中!運動」を開始した。従業員の身体能力チェックなどを呼び掛けていく。山口・下関労基署(赤尾裕一郎署長)は、リーフレットを作成。「可動な障害物」による転倒の防止策を紹介した。安全対策の“マンネリ化”防止に着目した大分労基署(松島昌彦署長)は事例集を作成し、活用を促している。

### 4. 人材開発支援助成金 不正受給防止へ審査厳格化 (2026/03/09)

厚生労働省は、人材開発支援助成金「人への投資促進コース」をめぐり、定額制の訓練を提供する東京都内の教育訓練会社が関与した大規模な不正受給事案が発生したことを受けて、再発防止策を徹底する方針を明らかにした。同助成金申請時の提出資料として、「教育訓練機関から提供された資料一式」を追加し、教育訓練会社による不適正な営業行為が行われていないかについて労働局が確認を徹底していく。事業者や訓練会社向けのリーフレットの改定も行い、不正受給につながるケースを例示する。さらに、労働局での審査を厳格にするため、不正受給防止マニュアルを整備する。

# ★雇用保険料率と子ども・子育て支援金★

2026年5月給与からの徴収

## 雇用保険

失業等給付等の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに 5/1,000 に変更になります。(農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は 6/1,000 に変更になります) 雇用保険二事業の保険料率(事業主のみ負担)は引き続き 3.5/1,000 です。(建設の事業は 4.5/1,000 です)

令和8年4月より

事業の種類	改正後保険料率	内給与控除額 (従業員負担額)
一般の事業	13.5/1000	5/1000
農林水産、清酒製造 の事業	15.5/1000	6/1000
建設の事業	16.5/1000	6/1000

## 子ども・子育て支援金

子ども・子育て支援金は、医療保険を通じて 2026年<令和8年>4月分保険料より拠出されます。健康保険料に上乗せ、子ども・子育て支援金のような別項目での徴収が始まります。

### 支援金額

- 標準報酬月額×支援金率(0.23)÷2 ※半分は企業が負担

2026年<令和8年>4月分から被保険者ごとの支援金額を計算して徴収していく必要があるため、被保険者には事前に説明を行っておきましょう。

給与計算システムをご利用されている場合、子ども・子育て支援金の徴収を行うためのバージョンアップが行われることになるかと思えます。

給与控除額等についてお気軽にお問合わせ下さい。

ベイリーフ労務管理事務所

043-222-5337

## ★ 労務管理上のQ&A こんな時あんな時 ★

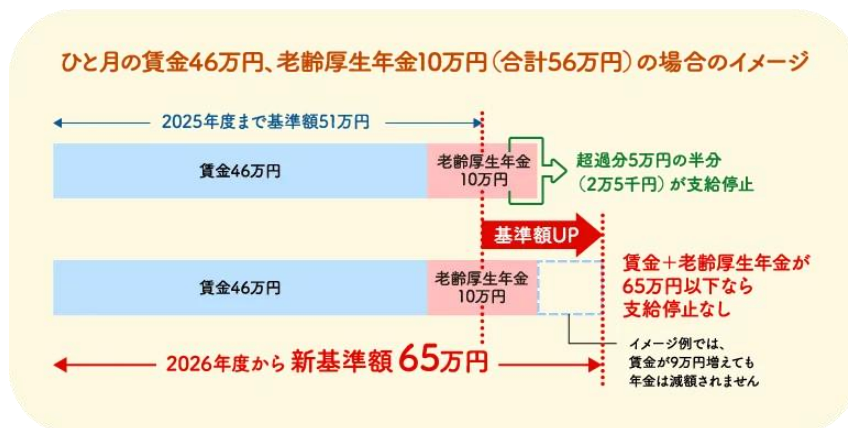
第172回

今年4月からの在職老齢年金の変更点は？

Q、当社の社員に定年後も継続雇用を選択する社員がいます。  
今年改正になる在職年金制度について教えてください。

A、支給停止ラインが65万円に引き上げられました。

令和7年度(2025年度)は、老齢厚生年金が支給停止となる基準額は月51万円でしたが、在職老齢年金制度の見直しにより、令和8年度(2026年度)は月65万円に引き上げられました。これにより働きながら老齢厚生年金をこれまでより多く受け取れるかたが増えます。



### ★ベイリーフの庭から★

・ ・ ・ 編集後記 ・ ・ ・

寒の戻りがあり気温が安定しませんでした。そろそろ桜の開花宣言が聞こえてきそうですね。世の中は春になろうとしているのに世界情勢は悪化の一途。毎日暗澹たる気持ちでニュースを見ています。

さて、健保の保険料のお知らせはお送りしました。次は労働保険の更新です。

皆様 2025年の賃金台帳をお早めにご準備のご協力お願いいたします。

発行・制作



ベイリーフ労務管理事務所

〒260-0853

千葉市中央区葛城3-7-30

TEL 043-222-5337 FAX 043-225-1317

E-mail office.bayleaf@gmail.com

https://www.officebayleaf.com